

## 別表第 1

## 級別標準職務表

## イ 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
7 級	局長、次長の職務
6 級	課長、主幹の職務
5 級	課長補佐、副主幹の職務
4 級	係長若しくは主査又はこれに相当する職務
3 級	主査補又はこれらに相当する職務
2 級	主任主事又は主任技師又はこれに相当する職務
1 級	主事又は技師又はこれに相当する職務

## ロ 業務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
5 級	高度の技能又は経験を必要とする業務職職員の職務 相当数の業務職職員を直接指揮、監督する主任の職務
4 級	相当の技能又は経験を必要とする業務職職員の職務
3 級	業務職職員の職務
2 級	業務職職員の職務
1 級	業務職職員の職務

## 別表第 2

## 級別資格基準表

## イ 行政職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級			
			1 級	2 級	3 級	4 級
正規の試験	上 級	大学卒		4	4	2
			0	4	8	10
	中 級	短大卒		6	4	2
			0	6	10	12
	初 級	高校卒		9	4	2
			0	9	13	15

## ロ 業務職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
技能職員	高校卒		5	5	4
		0	5	10	14
	中学卒		8	5	4
		0	8	13	17
技労職員	高校卒		5	5	8
		0	5	10	18
	中学卒		8	5	8
		0	8	13	21

## 備考

- 1 職種欄に掲げる職種の区分は、印旛都市広域市町村圏事務組合一般職職員の職の設置に関する規則（平成 14 年印旛都市広域市町村圏事務組合規則第 19 号）の区分による。
- 2 その就業に必要な免許等の資格を有する者で、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に適用される学歴免許欄の区分は、その資格にかかわらず「高校卒」の区分による。ただし、その者の経験年数は、その就業に必要な免許等の資格を取得した時以降のものとする。

## 別表第3

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程 修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程 修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	三 大学専攻 科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	四 大卒4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻 科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

	<p>二 高校3卒</p>	<p>(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格</p>
	<p>三 高校2卒</p>	<p>(1) 保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)による准看護婦学校又は准看護婦養成学校の卒業</p> <p>(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格</p>
<p>4 中学卒</p>	<p>一 中学卒</p>	<p>(1) 学校教育法による中学校若しくは盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中等部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了</p> <p>(2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格</p>

## 別表第 4

## 経験年数換算表

経	歴	換算率
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100 / 100 以下
	その他の期間	80 / 100 以下(組合内の他の職員との均衡を著しく失する場合は 100 / 100 以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100 / 100 以下
	その他の期間	80 / 100 以下
兵役期間(その期間に引き続き海外によく留された期間を含む。)	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100 / 100 以下
	その他の期間	80 / 100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100 / 100 以下
その他の期間	特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100 / 100 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50 / 100 以下 (組合内の他の職員との均衡を著しく失する場合は 80 / 100 以下)
	その他の期間	25 / 100 以下 (組合内の他の職員との均衡を著しく失する場合は 50 / 100 以下)

## 別表第 5

## 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基礎学歴区分			
		大学卒 (16 年)	短大卒 (14 年)	高校卒 (12 年)	中学卒 ( 9 年)
博士課程修了	21年	+ 5年	+ 7年	+ 9年	+ 12年
修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
大学 4 卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大 3 卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
短大 2 卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
短大 1 卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校 3 卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
高校 2 卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学 卒	9 年	- 7年	- 5年	- 3年	

## 別表第 6

## 初任給基準表

## イ 行政職給料表初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任級
一般職員	正規の試験	上級	1 級 2 5 号給
		中級	1 級 1 5 号給
		初級	1 級 5 号給

## ロ 業務職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任級
技能職員	高校卒	1 級25号給
技労職員	高校卒	1 級21号給

## 別表第 7

## 休職期間等換算表

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3 / 3 以下
印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号）第16条に規定する介護休暇の期間	
派遣職員の派遣の期間	
印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号）第10条に規定するあらかじめ管理者の定める休暇の期間	
専従休職の有効期間	2 / 3 以下
法第28条第2項第1号の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇の期間（通勤による負傷又は疾病にかかるものを除く。）	1 / 3 以下 （ただし、結核性疾患によるもの にあつては、1 / 2 以下）
法第28条第2項第2号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下

備考 派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務を公務と見なす。



別表第8 昇格時号給対応表

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1	1
11	1	1	3	3	1	1
12	1	1	4	4	1	1
13	1	1	5	5	1	1
14	1	1	6	6	2	2
15	1	1	7	7	3	3
16	1	1	8	8	4	4
17	1	1	9	9	5	5
18	1	1	10	10	6	6
19	1	1	11	11	7	7
20	1	1	12	12	8	8
21	1	1	13	13	9	9
22	1	1	14	14	10	10
23	1	1	15	15	11	11
24	1	1	16	16	12	12
25	1	1	17	17	13	13
26	1	1	18	18	14	14

27	1	1	19	19	15	15
28	1	1	20	20	16	16
29	1	1	21	21	17	17
30	2	1	22	22	18	18
31	3	1	23	23	19	19
32	4	1	24	24	20	20
33	5	1	25	25	21	21
34	6	1	26	26	21	22
35	7	1	27	27	22	23
36	8	1	28	28	22	24
37	9	1	29	29	23	25
38	10	2	30	30	23	25
39	11	3	31	31	24	26
40	12	4	32	32	24	26
41	13	5	33	33	25	27
42	14	6	34	34	25	27
43	15	7	35	35	26	28
44	16	8	36	36	26	28
45	17	9	37	37	27	28
46	18	10	38	38	27	28
47	19	11	39	39	28	28
48	20	12	40	40	28	29
49	21	13	41	41	29	29
50	22	14	42	41	29	29
51	23	15	43	42	29	29
52	24	16	44	42	29	29
53	25	17	45	43	30	30
54	26	18	46	43	30	30
55	27	19	47	44	30	30
56	28	20	48	44	30	30

57	29	21	49	45	31	30
58	30	22	50	45	31	31
59	31	23	51	46	31	31
60	32	24	52	46	31	31
61	33	25	53	47	31	31
62	34	26	54	47	31	
63	35	27	55	48	31	
64	36	28	56	48	31	
65	37	29	57	49	31	
66	38	30	58	49	31	
67	39	31	59	50	31	
68	40	32	60	50	32	
69	41	33	61	50	32	
70	42	34	62	50	32	
71	43	35	63	50	32	
72	44	36	64	50	32	
73	45	37	65	50	32	
74	46	38	66	50	32	
75	47	39	67	50	32	
76	48	40	68	50	32	
77	49	41	68	51	32	
78	50	42	68	51	32	
79	51	43	68	51	32	
80	52	44	68	51	32	
81	53	45	69	51	33	
82	54	45	69	51	33	
83	55	45	69	51	34	
84	56	46	69	51	34	
85	57	46	69	51	35	
86	58	46	70	51		

87	59	47	70	51		
88	60	47	70	51		
89	61	47	71	52		
90	61	48	72	52		
91	62	48	73	52		
92	62	48	74	52		
93	63	49	75	53		
94	63	49	76			
95	64	49	77			
96	64	50	78			
97	65	50	79			
98	65	50				
99	66	51				
100	66	51				
101	67	51				
102	67					
103	68					
104	68					
105	69					

□ 業務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1

13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28

56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	29
60	24	48	32	30
61	25	49	33	30
62	26	49	34	30
63	27	50	35	31
64	28	50	36	31
65	29	51	37	31
66	30	51	38	32
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	58	51	36
80	44	58	52	36
81	45	59	53	37
82	45	59	54	37
83	46	60	55	37
84	46	60	56	37
85	47	61	57	37
86	47	61	58	37
87	48	61	59	37
88	48	61	60	38
89	49	62	61	38
90	49	62	61	38
91	50	63	62	38
92	50	62	62	38
93	51	63	63	38
94	51	63	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	64	65	39
98	53	64	65	39

99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	57	66	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	58	66	72	
109	58	67	73	
110	58	67	73	
111	59	67	74	
112	59	67	74	
113	59	68	75	
114	60	68	75	
115	60	68	76	
116	60	68	76	
117	61	69	76	
118	61	69	76	
119	62	69	76	
120	62	69	76	
121	63	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	76	
126		70	76	
127		70	76	
128		70	76	
129		70	76	

附則別表

職 種	採用区分	平成18年4月 1日から	平成19年4月 1日から	平成20年4月 1日から
		平成19年3月31日まで	平成20年3月31日まで	平成21年3月31日まで
一般職員	上 級	1級31号給	1級29号給	1級27号給
	中 級	1級21号給	1級19号給	1級17号給
	初 級	1級11号給	1級 9号給	1級 7号給